

京都府市町村国保広域化等に関する協議会・作業部会の改組について（案）

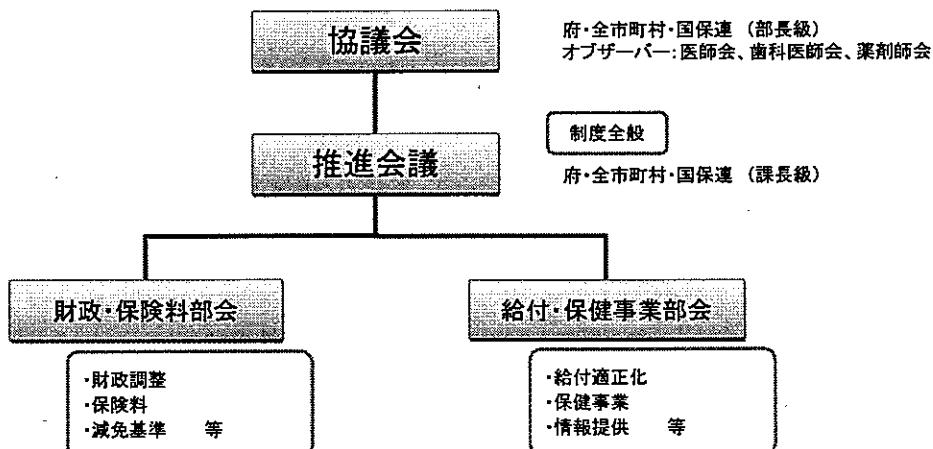
これまでの協議会・作業部会の取組と成果や、プログラム法の成立、国と地方の協議の再開等の情勢の変化を踏まえ、府と市町村の一層の連携と、今後の検討課題への的確な対応、協議の活性化等を図るために、下記のとおり協議会・作業部会を改組する。

記

1 現状・課題

- (1) 4つの作業部会で分担して検討・協議し、その結果を協議会で確認することとしているが、各作業部会が独立して活動しており、参加していない市町村にとっては検討状況等がわかりにくい。
- (2) 制度全般に関しては第1作業部会が所管しているが、今後、国において都道府県単位化の本格的な検討が予定される中、全市町村の情報共有、意向確認等が必要な場合に的確・迅速・柔軟に対応していく必要がある。
- (3) 各作業部会の所管のうち、一定の整理ができ当面新たな展開の予定がないものは、一旦終結又は休止し、検討・対応すべき課題の重点化を図る必要がある。

2 改組案の概要 詳細は別紙1・2のとおり



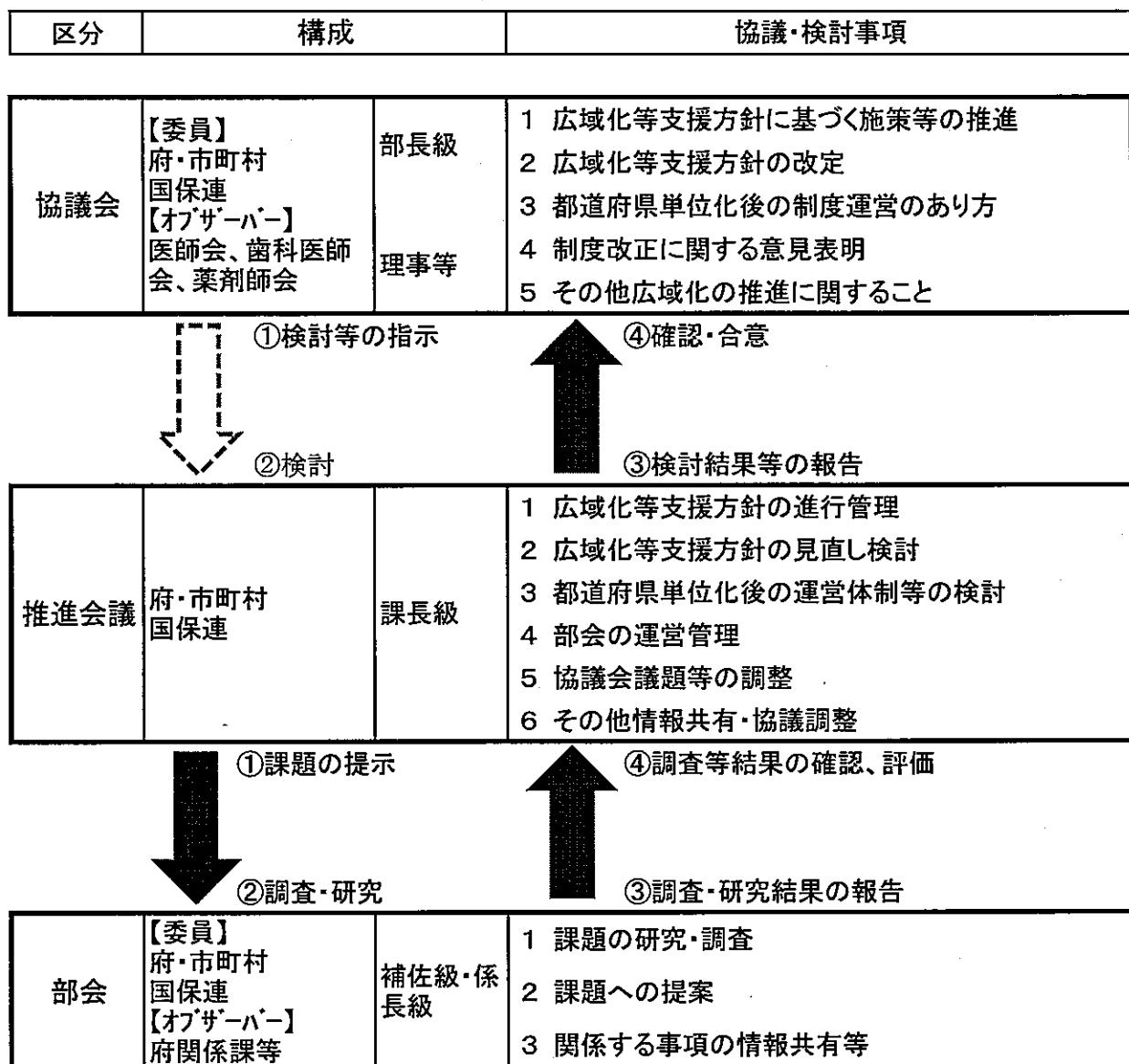
- [考え方]
- ・ 全市町村の課長級が参加する推進会議を新設し、制度全般に関する事項、部会の議論等を踏まえて協議会に諮る事項等を協議・調整
 - ・ 作業部会を、財政調整・保険料のあり方等に関するものと、給付適正化・保健事業等に関するものの2つの部会に再編
 - ・ 保険者支援の充実・強化等の観点から、国保連を正式メンバー化

3 改組時期

平成26年4月1日

なお、協議会の役割等を明確にするため、要綱を制定する。（別紙3）

協議会・推進会議・部会の役割、関係等(案)



【部会の構成・課題項目】

財政・保険料部会	1 財政調整の手法とその影響 2 都道府県単位化後の保険料水準 3 保険料収納率の向上対策 4 事務の共同化・共通化 等
給付・保健事業部会	1 納付適正化対策 2 保健事業の充実・強化 3 特定健診・保健指導の実施率向上対策 4 被保険者への情報提供の充実・強化 等

※ 地域ごとの課題等の必要に応じて「ブロック別意見交換会」を開催

別紙2

作業部会再編による構成市町村(案)

医療圏	団体数	市町村	現行				
			第1		第2	第3	第4
			全般	保健事業等	保険料	適正化	
丹後	4	宮津市			○		
		京丹後市				○	
		伊根町	○				
		与謝野町		○			
中丹	3	福知山市			○		
		舞鶴市	○				
		綾部市				○	
南丹	3	亀岡市	○				
		南丹市		○			
		京丹波町			○		
京都・乙訓	4	京都市	○	○		○	
		向日市				○	
		長岡京市	○				
		大山崎町			○		
山城北	7	宇治市	○				
		城陽市				○	
		八幡市			○		
		京田辺市		○			
		久御山町			○		
		井手町	○				
		宇治田原町				○	
山城南	5	木津川市		○			
		笠置町			○		
		和束町	○				
		精華町		○			
		南山城村				○	
		団体数	8	6	7	7	

推進会議	改組案		
	部会		
	財政・保険料	給付・保健事業	
○		○	
○	○		
○	○		
○		○	
○		○	
○			○
○			○
○			○
○			○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○	○		○
○			○
○			○
	26	14	13
国保連	国保連	国保連	
オブザーバー	府:自治振興課 地方税機構	府:健康対策課、薬務課	

考え方

- 現第2(保健事業等)を「財政・保険料」に、現第3(保険料)を「給付・保健事業」に入れ替えを基本とし、圏域内団体数・被保険者数で調整
- 京都市は、両部会に参加

京都府市町村国保広域化等に関する協議会の設置及び運営に関する要綱（案）

（目的）

第1条 府民の医療に対する安心の確保を図り、市町村国民健康保険（以下「市町村国保」という。）の事業運営の広域化及び財政の安定化について総合的に検討を行い、市町村国保の都道府県単位での一元化を推進するため、京都府市町村国保広域化等に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 京都府及び市町村の国民健康保険の事務を担任する部長又はこれに相当する職にある者
- (2) 京都府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の役職員のうち市町村国保の広域化の事務を担任する者

（会議）

第3条 協議会の会議は、京都府健康福祉部長が招集し、主宰する。

- 2 京都府健康福祉部長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（所掌事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 京都府国民健康保険広域化等支援方針の推進等に関する事項
- (2) 市町村国保の都道府県単位での一元化における運営等に関する事項
- (3) その他協議会の目的の達成に必要な事項

（推進会議）

第5条 協議会に推進会議を置く。

- 2 推進会議は、京都府及び市町村並びに連合会の市町村国保の広域化の事務を担任する課長のある者をもって構成する。
- 3 推進会議は、協議会の目的の達成のために必要な施策の実施等について、協議、調整等を行う。
- 4 推進会議は、京都府健康福祉部医療企画課長が招集し、主宰する。
- 5 京都府健康福祉部医療企画課長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、京都府健康福祉部医療企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会議において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に基づく協議会は、この要綱の施行前に存在した京都府市町村国保広域化等に関する協議会の業務を引き継ぐものとする。